



金融改革プログラムを発表する伊藤大臣 (12月24日)
→ [P28](#) に関連記事



マッカーシー英国FSA長官と面談する伊藤大臣
(1月6日) → [P10](#) に関連記事

目次

【トピックス】

- ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について…………… 2
- 「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金に関する告示及びガイドライン」の概要
について…………… 4
- 高校3年生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するパンフレットの作成について…………… 5
- IOSCO (証券監督者国際機構) 専門委員会による「信用格付機関の基本行動規範」の公表に
ついて…………… 6
- CESR (欧州証券規制当局委員会) の「第3国会計基準の同等性及び第3国の財務情報の法執行
メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」へのパブリック・コメント・レターの発出について…………… 8
- 伊藤大臣の訪中及び訪欧について…………… 10
- 伊藤大臣の北海道出張について (北海道財務局) …………… 10

【特集：金融庁の平成17年度機構・定員及び予算について】…………… 12

【ピックアップ：中小企業金融】

- リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について
(平成15年度～16年度上半期)…………… 16

【海外最新金融事情】

- アジア債券市場の育成と金融庁…………… 19

【集中連載】

- ペイオフ解禁拡大 (第3回：決済用預金の3要件)…………… 25

【集中連載】

- 金融改革プログラム —金融サービス立国への挑戦— (第1回：「金融改革プログラム」の目指
すもの)…………… 28

【法令解説】

- 改正信託業法の概要について…………… 31
- 金融先物取引法の一部を改正する法律の概要について…………… 37

【金融ここが聞きたい!】…………… 39

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：「外国為替証拠金取引」…………… 42

【お知らせ】…………… 43

【12月の主な報道発表等】…………… 44

【トピックス】

ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について

昨年（平成 16 年）10 月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事例が相次いで判明しました。これはディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であるとの認識に立ち、金融庁では、昨年 11 月 16 日、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向けた対応策を取りまとめ、公表しました。更に、この対応策の公表後、約 1 か月が経過した 12 月 24 日には、それまでの作業の進捗状況や全開示企業による自主的点検の回答状況等を踏まえ、更なるディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向けた対応策を取りまとめ、公表したところです。

これらの対応策の概要は次のとおりです。

1. 「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」（平成 16 年 11 月 16 日）

この対応策は、①有価証券報告書等の審査体制の充実・強化、②公認会計士等に対する監督等の充実・強化、③開示制度の整備、④市場開設者に対する要請の四つの柱からなっており、その主な内容は次のとおりです。

- (1) 有価証券報告書等の審査体制の充実・強化策として、①有価証券報告書等の虚偽記載等に係る検査・報告徴求権限の本年 7 月からの証券取引等監視委員会への移管、②ディスクロージャー・ホットラインの開設、③EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の機能充実、特に、XBRL（財務情報を効率的に処理するためのコンピューター言語）化に向けた動きの加速、④全開示企業に対する「株主の状況」等についての開示内容の自主的な点検の要請が盛り込まれました。
- (2) 公認会計士等に対する監督等の充実・強化策として、①開示会社の有価証券報告書等における、監査人の監査体制や監査継続年数についての開示の検討、②個人会計士が行う監査や長期間監査を継続している監査人の監査が、独立性や品質管理の観点から問題を生じていないか等に留意した公認会計士・監査審査会におけるモニタリングの実施が盛り込まれました。
- (3) 開示制度の整備については、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループに対して、①財務報告に係る企業の内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方、②継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方、③コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方、④親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方についての検討を要請しました。
- (4) 市場開設者に対しても、会社情報の適時適切な開示の確保等に向け、上場規則の見直しなど所要の措置が講じられるよう、要請が行われました。

これらの対応策のうち、ディスクロージャー・ホットラインの開設や、全開示企業に対する自主点検の指示、市場開設者に対する対応要請などは、直ちに実施に移されました。また、開示制度の整備についても、金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキング・グループでは、検討要請のあった事項につき、他の審議項目と切り離して審議・検討を進められ、その検討結果は、昨年 12 月 24 日に開催された金融審議会第一部会において報告・審議が行われ、同第一部会報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」として公表されました。

2. 「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」（平成 16 年 12 月 24 日）

この対応策は、①全開示企業による自主的点検を受けた対応、②有価証券報告書等の審査体制、③開示制度の整備、④公認会計士等に対する監督、⑤市場開設者に対する要請からなっており、その主な内容は次のとおりです。

- (1) 「全開示企業による自主的点検を受けた対応」として、有価証券報告書等の自主的点検に関し、未回答企業に対し点検状況を照会し、必要に応じ報告徴求・立入検査等を行います。
また、訂正報告書の内容を分析し、有価証券報告書等の記載ルール（様式の「記載上の注意」）の明確化等を図るとともに、全開示企業に文書を送付し、開示上の留意点について周知徹底を図ります。
- (2) 「開示制度の整備」として、第一部会報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」を踏まえ、次の対応を行います。
- ① 現在、任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化について検証します。
 - ② 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入を図るため、証券取引法の改正法案の今通常国会提出を目指し、法制面の検討を早急に進める等の対応を行います。
 - ③ コーポレート・ガバナンスに係るディスクロージャーを充実するため、関係内閣府令を改正し、本年3月期から、有価証券報告書において、以下の事項の開示を義務づけます。
 - a 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員、手続、内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携
 - b 社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係
 - c 関与公認会計士の氏名、監査法人への所属及び監査継続年数。会計監査業務に係る補助者の構成。監査証明を個人の公認会計士が行っている場合の審査体制
 - ④ 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報のディスクロージャーを充実するため、関係内閣府令を改正し、本年3月期から、継続開示会社である子会社の有価証券報告書において、親会社に係る以下の事項の開示を義務づけます。
 - a 株式の所有者別状況及び大株主の状況
 - b 役員状況
 - c 商法に基づく貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（会計監査人の監査を受けている場合には、監査報告書を添付）
- (3) 公認会計士等に対する監督に関し、公認会計士・監査審査会において、監査法人の内部統制に重点を置いたモニタリング及び立入検査を行います。また、その結果も踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準等の見直しを検討します。

※ ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」](#)（平成16年11月16日）及び[「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について」](#)（平成16年12月24日）にアクセスしてください。

※ EDINETについては、アクセスFSA第19号（2004年6月発行）の[「金融便利帳：EDINET」](#)で解説しておりますので、アクセスしてみてください。

「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示 及び事務ガイドライン」の概要について

変額年金保険等に係る責任準備金積立ルール等については、平成 16 年 10 月 22 日に改正した関係府令及び告示（※1）において積み残されていた事項を 12 月 2 日から 12 月 15 日までの間、パブリックコメントに付し、その結果とそれらを踏まえた告示及び事務ガイドラインの改正内容（※2）を 12 月 27 日に公表しました。

（※1） 関係府令及び告示については、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金の積立等に関する内閣府令等」（案）に対するパブリックコメントの結果について」（平成 16 年 10 月 21 日）](#) にアクセスしてください。

（※2） パブリックコメントの結果と告示及び事務ガイドラインについては、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示及び事務ガイドライン」（案）に対するパブリックコメントの結果について」（平成 16 年 12 月 27 日）](#) にアクセスしてください。

1. デリバティブを使用したヘッジに関する取扱い

次の①から③の要件を満たす場合に限り、ソルベンシー・マージン基準における最低保証リスクを減殺することができます。（平成 8 年大蔵省告示第 50 号の改正）

- ① 事前要件（ヘッジ対象及びヘッジ手段の明確化、ヘッジ手段の有効性についての事前予測等）
- ② 事後要件（定期的なヘッジ手段の有効性の評価、ヘッジの区分管理 等）
- ③ 中止要件

2. 再保険に関する取扱い

出再割合が 50%を超える場合は、50%を超える部分についての再保険リスクのリスク係数を 2% とします。（平成 8 年大蔵省告示第 50 号の改正）

3. 代替的方式の使用条件

期待収益率及びボラティリティが次の①から③の要件を満たす場合に、代替的方式を使用することができます。（事務ガイドラインの改正）

- ① 過去の実績や将来の資産運用環境の見通し等から、合理的かつ客観的根拠に基づき定められている。
- ② 例えば、株価や金利が長期にわたり高水準で続いた昭和 30 年から昭和 48 年までのような期間を含めない。
- ③ 標準的方式によって計算される保険料積立金の額と 10%以上乖離しない。

4. その他

- ① 解約率等の計算基礎率については、一定の要件のもとで使用することができます。（事務ガイドラインの改正）
- ② 既契約については、将来収支分析によって必要な積立額の確保を図ることとします。（事務ガイドラインの改正）

5. 適用時期

保険料積立金に関するものは平成 17 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約（平成 16 年 4 月 1 日以降に締結する保険契約を含めることも可能。）に適用します。危険準備金及びソルベンシー・マージン基準に関するものは過去の全ての保険契約を対象とし、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用します。

高校 3 年生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関する

パンフレットの作成について

昨年 12 月 24 日、金融庁は、高校 3 年生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するパンフレットを作成し、金融庁のホームページに掲載しました。



高校 3 年生が、新社会人として社会に出た時に「賢い消費者」として生活していくためには、学校教育段階から、「金融」の仕組み・働きを理解し、また金融取引に関する基礎的な知識を習得していることが大変重要になってきています。

しかしながら、現状においては、生徒が十分な知識を得ることなく実社会に出ていることから、金融取引に関連するトラブルに見舞われやすい状況となっています。とりわけ、最近、「ヤミ金融問題」や「振り込め詐欺問題」といったことが社会問題化しています。

これらの未然防止の観点からも、教育現場において、高校卒業を控えた高校 3 年生を対象とした金融経済教育を積極的に実践してもらうためのパンフレットを作成しました。

金融庁としては、引き続き、教育段階における金融経済教育の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

○ 本パンフレットについて

1. パンフレット作成のねらい

高校 3 年生を対象に、新社会人として社会に出た時に、「賢い消費者」として金融機関や金融商品・サービスの仕組みや内容をよく理解し、主体的に選択することができる基礎的な知識を習得してもらうことを目的としました。

2. パンフレットの内容

高校 3 年生に、社会人の一人として最低限必要となる金融取引に関する知識や最近の金融トラブル事例とその対処方法などについて、見やすく、かつ生徒が扱い易く身近に感じられ、興味・関心もてるものとししました。

3. パンフレットの活用方法

高校3年生を対象として、「総合的な学習の時間」などにおいて、金融取引などに関する知識の習得を目的とした授業に活用してもらうことを想定しています。

金融庁では従来から、小学生向けパンフレット、中学・高校生向け副教材を作成しています。今回の高校3年生向けパンフレットの作成により、金融経済教育に関する副教材・パンフレットが、一通り整備されることとなりました。金融庁としては、今後、これら副教材などの配布を通じて金融経済教育のより一層の推進を図っていきたいと考えています。

※ 高校3年生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するパンフレットについて、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「高校3年生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するパンフレットの作成について」\(平成16年12月24日\)](#)にアクセスしてください。

IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会による 「信用格付機関の基本行動規範」の公表について

1. IOSCOとは何か

- (1) IOSCOは、世界105の国と地域の証券規制当局などがメンバーになっている国際的な機構であり、証券監督者国際機構の略称です（通常「イオスコ」と呼ばれます）。
- (2) IOSCOは、証券規制に関する原則や指針といった国際的なルールを策定などの活動を行っており、金融庁や証券取引等監視委員会は、こうしたIOSCOの活動に積極的に参画しております。この点については、金融庁が昨年12月24日に公表した「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」においても、「金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加」とされているところです。

2. IOSCOは最近どのような活動を行っているのか

- (1) 2001年末の米国エンロン社などの企業会計不正事件を契機として、コーポレート・ガバナンスの強化、監査人の独立性・監督の強化、ディスクロージャーの強化、証券アナリストの規制強化などが、証券市場の基盤に関わるグローバルな課題として、国際的に広く議論されてきました。IOSCOにおいても、先進国・地域から構成される専門委員会を中心に、こうした課題について活発な議論をしてきています。
- (2) IOSCOは、こうした取組みの一環として、2003年9月に、「信用格付機関の活動に関する原則」を公表し、信用格付機関が遵守すべき基本的な原則を定めました。

3. IOSCOの「信用格付機関の基本行動規範」とはどのようなものか

- (1) IOSCOは、2004年12月23日に、「**信用格付機関の基本行動規範**」を公表しました。これは、上記の「信用格付機関の活動に関する原則」を実施するために、**信用格付機関が遵守すべき、より詳細な指針（ガイダンス）**を定めるものです。

(2) 「信用格付機関の基本行動規範」は、具体的には、①格付プロセスの品質と誠実性、②信用格付機関の独立性と利益相反の回避、③信用格付機関の一般投資家及び発行体に対する責任、④行動規範の開示と市場参加者とのコミュニケーション、の4つの柱立ての下で、**合計 52 の具体的な行動規範**を定めております。

(3) 52 の具体的な行動規範の例を紹介します。2つ目の柱立てである「信用格付機関の独立性と利益相反の回避」において、**信用格付機関が信用格付業務以外の業務（コンサルティング業務等）を行う場合に講ずるべき措置**として、以下の2つの具体的な行動規範が定められております。

- ・ 「2. 5. 信用格付機関は、その信用格付業務及びアナリストを、運用上及び法律上、利益相反を惹起する可能性がある当該信用格付機関の他の業務（コンサルティング業務を含む）から分離するべきである。信用格付機関は、その信用格付業務と必ずしも利益相反の関係にならない付随的な業務について、利益相反が生じる可能性を最小化するように設計された手続及び仕組みが存在することを確保するべきである。」
- ・ 「2. 8. 信用格付機関は、格付対象者（事業体）との間の報酬契約の一般的な性質を開示するべきである。信用格付機関は、その格付対象者から、コンサルティング・サービスへの報酬等の格付サービスと関係のない報酬を受け取る場合には、当該格付対象者から格付サービスに関して受け取る手数料に対する、格付以外の手数料の割合を開示するべきである。」

(4) IOSCOとしては、個々の信用格付機関が、これら 52 の行動規範を完全に実効性のあるものにすることを期待しております。そして、「信用格付機関の基本行動規範」においては、信用格付機関は、自らの行動規範において「信用格付機関の基本行動規範」の各規範がどのように取り扱われているか開示するべきであるとされております。

(5) 現在、米国SEC（証券取引委員会）やEU（欧州連合）において信用格付機関への対応が検討されているところであり、こうした動きも国際的に注目されているところです。

※ IOSCOが今回公表した「信用格付機関の基本行動規範」の詳細については、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会による「信用格付機関の基本行動規範」の公表](#)」（平成16年12月24日）にアクセスしてください。

また、「信用格付機関の活動に関する原則」については、金融庁ホームページの報道発表などから「[IOSCO（証券監督者国際機構）専門委員会による「信用格付機関の活動に関する原則」「セルサイド証券アナリストの利益相反に対処するための原則」の公表](#)」（平成15年9月30日）にアクセスしてください。

IOSCOの沿革・組織・原則などについては、金融庁ホームページのインフォメーションから「[国際関連情報](#)」にアクセスしてください。

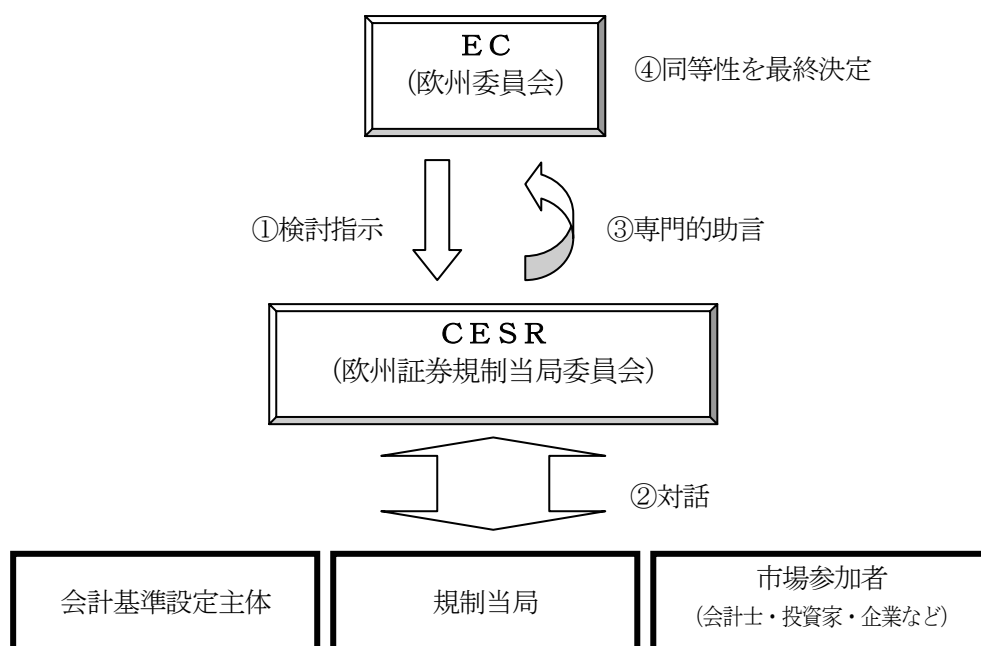
CESR（欧州証券規制当局委員会）の「第3国会計基準の同等性及び 第3国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」 へのパブリック・コメント・レターの発出について

1. 会計基準の同等性評価を巡る動向

- (1) EU（欧州連合）は、域内金融市場統合の一環として、資本市場の基盤（インフラ）である会計基準を統一するため、2005年から、EU域内上場のEU企業に国際会計基準（IAS）の使用を義務づけることとしています。
- (2) また、外国企業に対しても、2007年1月以降、IAS又はこれと同等の会計基準の使用が義務づけられることとなっています。
- (3) IASと同等の会計基準であるかどうかの評価は、EU加盟各国の証券規制当局からなるCESR（欧州証券規制当局委員会）が、EUの行政政府であるEC（欧州委員会）に対して専門的な助言を行うことにより進められます。

このため、CESRは、同等性評価プロセスの第1段階として、同等性に関して一般的な定義・評価方法などを定める概念ペーパー（コンセプト・ペーパー）案を公表し、昨年12月22日を期限としてパブリック・コメントを求めています。

【同等性評価プロセスの流れ（概要）】



2. 考え方

- (1) 日本企業は、従来から、株式の上場や債券の発行など、EU市場において活発な資金調達活動を行っています。また、我が国会計基準は、「会計ビッグバン」などを通じて急速に進展し、国際的な会計基準と整合的で同等なものとなっています。
- (2) このため、我が国会計基準のIASとの同等性が認められ、EU資本市場が、引き続きグローバルかつ開放的な性格を維持するとともに、これによってEU資本市場の投資家に幅広い投資機会が確保されることが重要であると考えられます。

3. 金融庁の対応

- (1) このような観点から、金融庁は、我が国会計基準のIASとの同等性が認められるよう、CESRの概念ペーパー案に意見を述べています。具体的には、企業会計基準委員会(ASBJ)などの国内の関係者と連携して、昨年11月23日に開催されたCESR主催の公聴会に参加し、12月21日に、パブリック・コメント・レターを発出しました。
- (2) パブリック・コメント・レターでは、同等性評価プロセスの公正性・透明性の確保や、EU資本市場のグローバルかつ開放的な性格の促進などを求めています。
- (3) 我が国会計基準とIASとの同等性については、以下のスケジュールに基づき、ECが2005年12月末までに最終決定する予定です。
- (4) 金融庁としては、我が国会計基準のIASとの同等性が認められるよう、今後とも、官民の関係者と緊密な連携を図りつつ、EU関係者に対して働きかけていく考えです。

【同等性評価のスケジュール】

CESR	●CESRの助言に向けたスケジュール	
	2005年1月	概念ペーパー(最終版)の公表
	2005年3月	日・米・加の各会計基準の同等性に関する専門的助言案の公表
	2005年4月～5月	同等性助言案に対する意見募集および公聴会
	2005年6月末	同等性助言の最終採択およびECへの提出
EC	●ECの採択スケジュール	
	2005年7月	第1次作業ペーパーの公表および意見募集
	2005年9月	正式提案の公表
	2005年12月	正式採択

※ 金融庁が発出したパブリック・コメント・レターについて、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表」から[「CESR\(欧州証券規制当局委員会\)の「第3国会計基準の同等性及び第3国の財務情報の法執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」へのパブリック・コメント・レターの発出について\(平成16年12月21日\)」](#)にアクセスしてください。

伊藤大臣の訪中及び訪欧について

伊藤大臣は、昨年 12 月 26 日から 27 日にかけて訪中し、劉明康銀行業監理監督委員会委員長、周小川中国人民銀行行長と会談を行いました。会談では、日中両国の金融セクターの状況や、両国の今後の金融行政における取組みを含む、両国の経済情勢について意見交換を行いました。

伊藤大臣からは、わが国の不良債権問題は正常化に向け着実に進捗していることをはじめとする金融セクターの状況や、「金融改革プログラム」の考え方を説明しました。これに対して、先方からは、わが国の最近の動向を歓迎するとともに、中国においても、不良債権問題等を含めた金融セクターの状況について引き続き改善に向けて努力しているとの説明がありました。

日本と中国の経済関係が深まる中で、金融面でも両国間のつながりは強まっています。このため、当局間の連携・協力関係を強化することが重要となってきていますが、今回の訪中においては、当局のトップ同士が直接意見交換を行い、信頼関係を築くことができ、非常に有意義なものとなりました。

また、伊藤大臣は、1 月 5 日から 9 日にかけてイギリス、フランス両国を訪れ、マッカーシー英国 FSA（金融サービス機構）長官、キング BOE（イングランド銀行）総裁、ノワイエ・フランス銀行総裁らと会談を行いました。会談では、日本及び英仏を含む欧州における金融セクターの動向や、経済の情勢について意見交換を行いました。

伊藤大臣からは、わが国の金融機関における不良債権問題が正常化に向け着実に進捗している中、わが国の金融システムを巡る局面が安定から活力へと転換しつつあることや、IT化が進展していること等を踏まえ、利用者の満足度が高い金融システムの実現を民の活力で目指していくために、「金融改革プログラム」を取りまとめたことについて紹介しました。また、わが国会計基準の EU における受容れ問題についても言及しました。

これに対して、先方からは、わが国の最近の動向を歓迎するとともに、金融活動がグローバル化する中で、当局間の協力関係を一層強化していくことが必要になっている等の指摘があり、当局間の連携をより一層強めていくことが望ましい旨、意見が一致しました。

今回の訪欧においては、当局のトップ同士が直接意見交換を行い、信頼関係を築くことができ、非常に有意義なものとなりました。

伊藤大臣の北海道出張について（北海道財務局）

伊藤大臣は、昨年 12 月 15 日～16 日の 2 日間にわたり北海道を訪れ、知事や各界代表等と北海道経済や地域金融の状況について意見交換を行いました。また、札幌証券取引所を視察し、地域取引所の活性化について、取引所関係者と意見交換を行いました。

各界からは、北海道経済が依然厳しい状況にある中、産学官連携による産業構造転換への取組みや、金融機関における経営基盤強化や不良債権処理に向けた取組み等が紹介されました。

伊藤大臣からは、地域の新しいニーズに適切に対応し、産学官交流を深めることが必要であること、また、地域金融機関は地域の発展のために地域に密着した金融機能を発揮することが求められており、平成 17 年 4 月からのペイオフ解禁拡大の実施に向け、経営基盤強化に向けた更なる努力が必要などと説明しました。

また、北海道財務局職員に対し「ペイオフ解禁拡大を予定どおり行うため、金融システムの安定に向け、業務を遂行して欲しい。金融を巡る環境は変化しており、金融システムの安定化から活力に向けて金融行政のあり方を転換していかなければならない。」との訓示を行いました。

今回の訪問は、地域経済の活性化や中小企業の再生に向けた各機関の取組状況を伊藤大臣が直接認識できた点において、大変有意義なものとなりました。

【特集：金融庁の平成17年度機構・定員及び予算について】

1. はじめに

平成17年度機構・定員・予算要求の結果、最大限の合理化努力を行った上で、総務企画局審議官（国際担当）等の機構の整備、109名の増員及び総額約187億円の予算が認められました。

2. 機構・定員

(1) 金融・証券市場の利用者の安心の確保のための体制整備

- ・ 課徴金制度の導入に対応するため、審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室（証券取引等監視委員会）等を設置し、所要の要員を確保しました。
- ・ 一元的な利用者相談体制を確立するため、金融サービス利用者相談室を設置し、所要の要員を確保しました。
- ・ 総務企画局市場課の所掌事務のうち、企業開示に関する業務を分離し、企業開示課を設置しました。

(2) 実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備

- ・ 地域銀行、信託会社等に対する実効性、効率性の高い検査体制等を整備するため、所要の要員を確保しました。

(3) ルール整備等の法務体制の充実強化のための体制整備

- ・ 投資サービス法制の検討、訴訟等への対応等のため、所要の要員を確保しました。

(4) 国際関係業務の充実強化のための体制整備

- ・ 総務企画局審議官（国際担当）を設置（合理化のため、国際課を廃止）するほか、国際的な議論へのより積極的な参画等のため、所要の要員を確保しました。

(内訳)

	17年度増員	計画削減等	17年度末定員	(参考) 16年度末定員
総務企画局	31	▲2	289	260
検査局	14	▲3	454	478
監督局	19	▲3	203	187
小計	64	▲8	946	925
証券取引等 監視委員会	44	▲9	307	237
公認会計士 ・監査審査会	1	—	41	40
総計	109	▲17	1,294	1,202

(注1) 中央省庁再編時の金融庁（金融再生委員会の廃止後（平成13年1月））の定員は766名。

(注2) 証券取引等監視委員会の17年度末定員には、検査局からの振替35名を含む。

3. 予算

(1) 増員に必要な経費、課徴金制度の導入に必要な経費等を含め、総額で約187億円の予算を確保しました。

(2) なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き確保するため、58兆1,500億円を確保しました。

(参考) 平成17年度預金保険機構の政府保証枠

(単位：兆円)

勘 定	16年度	17年度予算案
一般勘定	19	19
金融再生勘定	14	14
金融機能早期健全化勘定	6	6
危機対応勘定	17	17
金融機関等経営基盤強化勘定	1	-
金融機能強化勘定 (仮称)	2	2
産業再生勘定	0.15	0.15
政府保証枠 合計	59.15	58.15

平成 17 年度 金融庁予算の概要 (概算決定)

区 分	平成 16 年度 当初予算 額 (A)	平成 17 年度 概算決定 額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 伸び率 (B-A)/(A)
	百万円	百万円	百万円	%
(項) 金 融 庁	17,169	18,612	1,442	8.4
人 件 費	11,454	12,473	1,019	8.9
そ の 他	5,715	6,138	423	7.4
検査監督等実施経費	1,012	1,019	7	0.6
金融庁行政情報化経費	2,337	2,381	44	1.9
うち予算執行弾力化措置モデル事業				
「EDINET」	323	275	△ 47	△ 14.7
「公認会計士試験システム」	261	261	0	0.0
金融制度等調査・研究等経費	186	205	19	10.2
うちモデル事業				
「地域再生と連携した投資家教育プロジェクト」	-	7	7	皆増
審議会等運営経費	122	161	39	31.7
国際会議等出席経費	214	220	5	2.6
その他	1,843	2,153	309	16.8
(項) 経 済 協 力 費	118	110	△ 8	△ 7.0
合 計	17,287	18,721	1,434	8.3

- (注) 1. 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。
 2. 預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き確保するため、58兆1,500億円を確保。

(参考)

(単位：百万円、%)

区 分	平成 16 年度 当初予算額 (A)	平成 17 年度 概算決定額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度伸び率 (B-A)/(A)
金融庁内部部局等	13,212	13,792	580	4.4
人 件 費	8,953	9,358	405	4.5
物 件 費	4,259	4,434	175	4.1
証券取引等監視委員会	2,951	3,786	835	28.3
人 件 費	2,196	2,794	598	27.2
物 件 費	755	991	237	31.4
公認会計士・監査審査会	1,125	1,144	19	1.7
人 件 費	305	321	16	5.2
物 件 費	820	823	3	0.4
合 計	17,287	18,721	1,434	8.3
人 件 費	11,454	12,473	1,019	8.9
物 件 費	5,833	6,248	415	7.1

(注) 各々の計数を百万円未満で四捨五入したため、計数が符合しない場合がある。

【ピックアップ：中小企業金融】

リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム の進捗状況について（平成 15 年度～16 年上半期）

平成 15 年 3 月に公表した「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」においては、金融庁において同プログラムに記載されている施策の進捗状況及び金融機関の取り組み実績を取りまとめ、公表することとされています。

去る 16 年 12 月 27 日、金融庁では、平成 15 年度から 16 年度上半期までの施策の進捗状況及び金融機関の取り組み実績について取りまとめ、公表を行いました。

16 年度上半期までの 1 年半の「集中改善期間」（平成 15 年度～16 年度）内における間柄重視の地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化に向けた中小・地域金融機関による取り組み実績とこれについての評価及び今後の課題の概要は、以下のとおりです。

（参考）対象金融機関数

合計：	598 金融機関
地方銀行：	65（埼玉りそな銀行を含む。）
第二地方銀行：	49
信用金庫：	303
信用組合：	181

（注）信用組合には、職域組合・業域組合が含まれており、地域組合では 131 組合。

1. 金融機関の取り組み実績

各金融機関における中小企業金融の再生に向けた取り組み等の 16 年度上半期までの実績を見ると、「集中改善期間」の 1 年半が経過した段階において、次のような進捗が見られます。

（1）創業・新事業支援機能等の強化

創業・新事業支援機能等の強化については、総じて、融資審査態勢をはじめとする態勢面の強化が進んできており、こうしたなか、産業クラスターサポートローンや創業支援融資商品による融資等についても成果が表れつつあります。

（参考）15 年度以降 16 年度上半期までの実績（以下同じ）

- ・産業クラスターサポートローン 64 件、13 億円（31 件、6 億円）
- ・創業支援融資商品による融資 3,574 件、331 億円（2,274 件、230 億円）

（注）（ ）書きは 15 年度の実績（以下同じ）

（2）取引先企業の経営相談・支援機能の強化

経営情報やビジネスマッチング情報を提供する取組みの強化は、15 年度に引き続き 16 年度上半期においても進んでいます。

また、各金融機関とも要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化を図っており、その結果、銀行においては、16 年度上半期までに経営改善支援を行った債務者のうち、約 2 割（約 7,300 先）において債務者区分が上昇しています。

（参考）

- ・ビジネスマッチングの成約件数 12,519 件（7,334 件）

(3) 早期事業再生に向けた取組み

早期事業再生に向けた取組みについては、事業再生を行うためのノウハウの習得過程等にとどまっているなど成果に結びついていない金融機関もあるものの、中小企業再生支援協議会の活用等により着実に企業再生に向けた取組みが進んでいるほか、デット・エクイティ・スワップ等の手法を活用した企業再生についても、件数や融資額において着実に増えています。

(参考)

- ・デット・エクイティ・スワップ 39件、219億円 (29件、175億円)
- ・デット・デット・スワップ 19件、126億円 (6件、55億円)
- ・企業再生ファンドの組成又はファンドへの出資実施金融機関数、当該ファンド^①への出資額 75機関、158億円 (39機関、100億円)

(4) 新しい中小企業金融への取組みの強化

担保・保証に過度に依存しない融資への取組みについては、スコアリングモデルや財務制限条項を活用した融資の推進など、全体的に促進が図られてきています。また、私募債の引受けやCLOの取扱いなど中小企業の資金調達が多様化に向けた取組みについても着実に進んでいます。

(参考)

- ・スコアリングモデルを活用した商品による融資 222,362件、20,118億円 (132,067件、11,403億円)
- ・財務制限条項を活用した商品による融資 3,383件、1,089億円 (2,264件、482億円)
- ・私募債 4,396件、6,433億円 (2,816件、4,146億円)
- ・CLO 2,335件、796億円 (828件、414億円)

2. 金融機関の取組みについての評価及び今後の課題

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の取組みについては、平成16年9月末の時点で、「集中改善期間」のうち4分の3である1年半が経過したこととなります。

このような時期において、金融機関による取組みについて、これまでの進捗状況を踏まえた評価を公表することを通じて、計画終了時に向けた各金融機関による地域密着型金融の機能強化に向けた取組みを更に促していくことが適当であると考えられます。

こうした観点から、今回の進捗状況の取りまとめにおいて「金融機関の取組みについての評価及び今後の課題」についても、公表することとしたところです。

金融機関や利用者（借り手）の見方も踏まえた、金融機関の地域密着型金融の取組みに対する評価及び今後の課題については、以下のとおりです。

- (1) 地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備について既に相当数の金融機関において取組みが行われ、定着が図られているほか、中小企業金融の円滑化に向けた取組み等の強化・拡充が図られてきているところであるなど、地域密着型金融の機能強化に向けた取組みは、総じて、着実に進捗していると考えられます。
- (2) 他方、地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、今後とも地域経済の活性化や地域の中小企業への金融の円滑化のために、このような取組みを推進していくことが求められるのではないかと考えられます。また、創業・新事業支援や早期事業再生などの分野をはじめ、その効果が顕在化するまでには一定の時間を要する取組みが少なくありません。したがって、今後ともこうした取組みを継続していく必要があると考えられます。

(3) 今後の課題としては、

- ① 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による個性ある地域密着型金融の推進、
 - ② 事業再生等における実効性ある取組みと具体的成果の早期実現、
 - ③ 収益性向上・健全性確保に結実させる取組みの推進、
- が考えられ、これらの点を踏まえた地域密着型金融の更なる機能強化に向けた取組みが期待されます。

※ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について（平成 15 年度～16 年度上半期）、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から「[リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況について（平成 15 年度～16 年度上半期）](#)」（平成 16 年 12 月 27 日）にアクセスしてください。また、金融庁における中小企業金融の円滑化に向けた取組みについては、金融庁ホームページの「政策ピックアップ」にある「[中小企業金融特集（リレーションシップバンキング等）](#)」にアクセスしてください。

アジア債券市場の育成と金融庁

金融庁総務企画局国際課 課長補佐

田坂 康浩

1. はじめに

ここ1～2年、新聞や雑誌で「アジア地域における債券市場の育成」、「アジア債券市場構想」といった言葉や記事をよく見かけるようになりました。どのようなことを契機に、アジアの債券市場とその育成に目が向けられるようになったのでしょうか。

きっかけは、1997年のアジア通貨危機です。それまで、アジア各国の財政は概ね健全で、国が債券を発行して資金を調達する必要性は高くありませんでした。また、現地の企業も、資金調達を主に銀行から借入金に頼っていたころから、アジア諸国においては、国債・社債の両面で、国内債券市場が発展していませんでした。

通貨危機までは、資金調達ニーズのあるアジア各国の現地企業は、外国銀行を通じて、短期の資金を外貨によって調達していました。本来、現地通貨によって、長期の資金を必要とする企業が、外貨によって短期の資金を調達していた状況は、「二重のミスマッチ」と呼ばれています。信用不安により、外国銀行が国内企業への貸付を引き上げると、この「二重のミスマッチ」の持つ問題が顕在化し、国内企業は資金調達が困難になりました。これが1997年のアジア通貨危機の背景です。

その後、アジア各国の金融当局は、通貨危機の被害を二度と受けないよう、域内・国内の債券市場を育成し、域内・国内の余剰資金が、資金を必要とする域内・国内企業に直接行き渡る仕組みを構築する必要性を強く認識しました。

2. アジア債券市場育成の国際フォーラム

アジア債券市場育成に携わっている国際的なフォーラムがいくつかあります。そのうち、代表的なものを2つご紹介します。

(1) アジア債券市場育成イニシアティブ

アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）は、2002年、ASEAN+3（日本、中国及び韓国）の非公式セッションにおいて、日本の財務省が提案したイニシアティブより、「アジアの貯蓄をアジアの民間事業者が長期の資本形成・投資に動員できるよう、アジア域内通貨建ての債券の発行を可能とするようなアジア債券市場の整備」¹をすることを最終目標としています。発行市場、流通市場を整備し、流動性の高い市場を育成するための検討を、ASEAN+3財務大臣プロセスの中で行っています。

具体的には、ABMIの下に、①債務担保証券の開発、②信用保証及び投資メカニズム、③外国為替取引と決済システム、④国際開発金融機関、アジア多国籍企業による現地通貨建て債券の発行、⑤地域格付機関及び債券市場の情報発信、及び、⑥技術支援、の6つのワーキング・グループ

¹ 財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame_2.html)

ープを設置し、最終目標に向かって、それぞれ専門家による調査・分析を行っています²。

また、2004年5月には、日本の財務省の提案により、各国における債券市場情報やABMIの進捗状況を発信する「アジア・ボンド・ウェブサイト」を立ち上げました³。上述の6つのワーキング・グループの活動を含むABMIの活動状況のほか、ASEAN+3各国の債券市場の情報がこのウェブサイトから提供されています。

(2) アジア・ボンド・ファンド

アジア・オセアニアの11カ国・地域の中央銀行・通貨当局から構成される東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（Executives' Meeting of East-Asia and Pacific Central Banks: EMEAP）では、地域の債券市場育成及び重要な地域協力の1つとして、アジア・ボンド・ファンド（ABF）の創設に携わってきました⁴。

EMEAPは、2003年6月に、日本、オーストラリア、ニュージーランドを除くEMEAP各国の米ドル建てソブリン・準ソブリン債で運用する「ABF1」を発行しました。

また、2004年12月には、同地域における現地通貨建てのソブリン・準ソブリン債に投資する「ABF2」を発行しました。「ABF2」への投資は、EMEAP各国の中央銀行に限定していますが、今後、他の投資家も投資できるファンドが設定される予定です。

3. 金融庁の取組み

(1) 債券市場調査の実施

日本の債券市場の規制監督当局である金融庁もまた、アジア債券市場の育成に携わっています。

金融庁は、証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）の普通会员であり、また、IOSCOの地域委員会の1つであり、アジア・太平洋地域の資本市場に影響を及ぼす問題について検討・協力を行う場である、アジア・太平洋地域委員会（Asia Pacific Regional Committee : APRC）に属しています。

2004年2月にニュージーランド・ウェリントンで開催されたAPRC会合において、金融庁から、アジア債券市場育成イニシアティブの概要について紹介し、合わせて、日本の経験に基づいた社債市場の育成についてのプレゼンテーションを行いました。

また、APRC各国・地域の国内債券市場のよりよい理解と、規制当局間の協力を今後さらに発展させるため、APRC各国・地域の社債市場の実態について、包括的な調査を行うことを日本が提案し、了承されました。このとき、タイから、社債市場の発展には、債券市場の中核となるべき国債市場の発展が不可欠であり、そのために各国・地域の国債市場についても調査を行いたいとの提案がありました。

これを受け、金融庁とタイ証券取引委員会が中心となって、国債及び社債市場に関する質問票を作成、2004年5月から10月にかけて、包括的な国内債券市場調査を実施しました。

² 詳細については、財務省のホームページ http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame_2.html をご覧ください。

³ <http://www.asianbondsonline.adb.org/regional/regional.php>

⁴ 詳細については、日本銀行のホームページ (http://www.boj.or.jp/intl/05/intl_f.htm) をご覧ください。

(2) 中間報告の概要

10月までに中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、タイの9カ国・地域から回答がありました⁵。この回答を取りまとめ、11月に開催されたAPRCシンガポール会合において、調査結果の中間報告を行いました。

ここでは、この中間報告を基に、アジア各国の債券市場の概要について、簡単にご紹介しましょう。

① 市場規模

次の表は、今回の調査に対する回答のあった9ヶ国・地域の債券市場の年末の発行残高推移を一覧にしたものです。必ずしも各国・地域の債券市場全体の数字を示したものではありませんが、市場規模が一目でご理解いただけると思います。

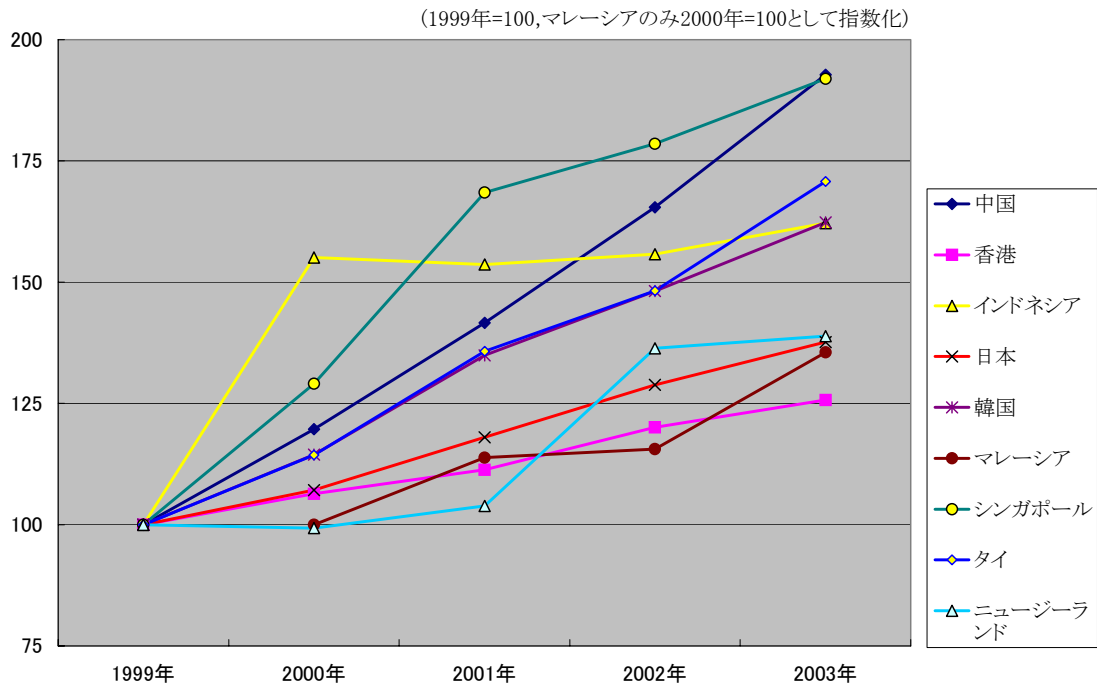
(単位:百万米ドル)

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
中国	214,633	256,876	303,939	355,025	413,781
香港	57,103	60,556	63,334	68,333	71,849
インドネシア	37,940	43,184	39,786	46,872	51,872
日本	5,206,607	4,961,864	4,763,206	5,718,239	6,840,041
韓国	356,697	367,435	417,024	507,129	552,498
マレーシア	n.a	70,913	80,737	81,958	96,103
ニュージーランド	12,235	12,146	12,706	16,686	16,987
シンガポール	13,915	17,274	21,103	23,835	26,166
タイ	29,581	29,346	34,067	38,053	47,843

この表からもお分かりのとおり、日本の市場規模が突出して大きく、例えば2003年末においては、回答のあった9カ国・地域の市場規模総額の8割強を日本が占めています。規模が日本について第2位の韓国は、9カ国・地域の市場規模総額の7%弱にしか過ぎません。これは、経済の規模やこれまでの債券市場の歴史により発展度合いが異なるため、次に、この5年間の市場規模の拡大の推移を見てみましょう。

⁵ このほか、国内債券市場があるAPRCメンバーとして、オーストラリア、台湾、フィリピン、インド、パキスタン及びスリランカがあげられます。

次のグラフは、現地通貨建ての債券発行残高を、1999年末を100として指数化したものです。(マレーシアのみ、2000年を100とした推移。)



この5年で約3割、規模が拡大したのが、日本、マレーシア、香港、ニュージーランド、6～7割拡大したのがタイ、インドネシア及び韓国です。シンガポール及び中国は、市場規模が倍近くまで拡大しました。シンガポールは国の財政が黒字で、国債の発行ニーズは現在のところありません。しかしながら、国内の金利の指標とある国債市場の発展が、社債市場の育成に不可欠との認識から、国債を発行しています。

拡大のスピードはまちまちですが、各国・地域とも市場規模が拡大することで、流動性のある、新規債券の発行の際の指標となる流通市場の基盤が整いつつあると言えます。

② 債券の発行市場

社債の発行に当たって格付の取得を義務付けている国（中国、韓国、マレーシア及びタイ）や、一発行体あたりの総発行額の上限を設けている国（韓国）があるほかは、中国を除いて、発行体の資産規模による発行基準はなく、また無担保社債の発行も認められています。

国債の発行に関しては、細かな差はあるものの、概ね各国・地域共同じです。すなわち、入札による発行であること、入札予定は事前に財務省または中央銀行から公表されること、入札参加者は公認の流通業者またはプライマリー・ディーラーであること、中央銀行が発行事務に携わっていることなどが、各国・地域の国債発行の共通事項としてあげられます。

③ 債券の流通市場

債券の流通市場としては、各国・地域共に、取引所取引、店頭取引及び電子取引（**Electronic Trading Platforms : ETP**）がありますが、債券の主たる取引市場は店頭取引市場です。

しかしながら、例外は韓国で、国債の約3割が取引所で取引されています。（日本で、取引所において売買されている国債の割合は2003年で0.00008%。）これは、2002年10月から、国債のプライマリー・ディーラーは、国債指標銘柄を取引所で取引するよう義務付けられたためです。

多くの国・地域において、債券の電子取引システムでは、主として取引量の多い国債を取り扱っていますが、インドネシアには「OTC-FIS (Over-the-Counter Fixed Income System)」と呼ばれる電子取引システムがあり、ここで社債の電子取引が行われています。

またタイでは、タイ証券取引所が導入した、「BEX (Bond Electronic Exchange)」が、個人投資家向けに社債の電子取引を取り扱っているほか、タイ・ボンド・ディーリング・センターが導入した「Ideal System」が、個人投資家のみならず全ての投資家層に対し、社債及び国債の電子取引の場を提供しています。

④ 取引情報の開示

取引前における気配情報や、取引後における約定価格や売買高といった取引情報がどのように提供されるかは、健全な市場の形成にとって重要です。

取引所における債券の取引情報は、概ね、株式の取引と同様、取引所の情報システムや情報ベンダーの端末を通じて、広く入手することができます。

一方、店頭取引市場における取引情報は、その内容や提供方法について、各国・地域でまちまちです。一般に、取引前情報より取引後の情報の方が、また、社債より国債の取引情報の方が広く入手できるようになっています。

もう少し具体的に、個別の国の状況について紹介しましょう。

マレーシアでは、国債及び社債の取引前情報については、「債券情報普及システム (Bond Information and Dissemination System : BIDS、中央銀行が運営するシステムで、証券会社・銀行が加入。)」を通じて、中央銀行が承認した市場参加者のみ入手可能です。取引後の情報については、中央銀行のウェブサイトまたは情報ベンダーの端末を通じて入手可能となっています。

またタイでは、取引前の情報について、流動性の高い国債は、情報ベンダーの端末を通じて入手可能となっていますが、社債は一般に入手ができません。一方、取引後の情報については、国債・社債ともタイ・ボンド・ディーリング・センターのウェブサイトを通じて入手可能となっています。

⑤ 決済

国債については、タイを除き、各国・地域共、ペーパーレス化されており、完全に振替による証券決済が行われています。タイにおいては、投資家が、現物債（本券）による決済を選択することができる仕組みが残されています。

社債については、タイが国債同様、投資家が現物債（本券）による決済を選択できること、日本が今後、ペーパーレス化により振替決済を導入することになっているほかは、各国・地域共、証券がペーパーレス化されており、振替による証券決済を行っています。

決済期間は、日本では国債、社債も共にT+3（約定日の翌日から起算して3営業日）となっていますが、多くの国・地域ではより短い期間で決済を行っています。例えば、国債はマレーシアでは、T+0、シンガポールではT+1、タイではT+2で決済されています。

⑥ ヘッジ機能・流動性供給機能

債券の現物取引にヘッジ機能を付与し、また円滑な価格形成に寄与する債券先物やオプションといったデリバティブ取引は、現在のところインドネシア及びタイにはありません。しかしながら、タイでは、2005年に先物取引所を開設する予定になっています。

また、インドネシアには現在、流動性を供給する仕組みとしてのレポ市場がありません。中央銀行と証券監督当局である資本市場監督庁 (Bapepam) が、近々国債レポ市場を創設する予定となっています。

⑦ 会計基準

各国・地域共、自国で設定された会計基準が社債の発行体に適用されています。マレーシアやタイのように、国際財務報告基準（IFRS）を基に、自国の会計基準を設定している国があるほか、シンガポールやインドネシアのように、自国の会計基準に加えて、IFRSや米国会計基準（US GAAP）による財務報告を認めている国もあります。

⑧ 規制監督体制

債券市場の規制監督体制は、国・地域によってかなり違いがあります。国債、社債市場及び発行市場と流通市場を同一の当局が監督している国は、日本のほか、韓国及びシンガポールです。マレーシアのように国債の発行市場、流通市場双方の規制監督を中央銀行が担っている国もあります。

また、債券市場の自主規制機関（証券業協会など）がない国・地域として、香港、マレーシア、ニュージーランド及びシンガポールがあげられます。

(3) 今後の対応について

調査回答未提出の国・地域があることから、その提出を待って、本報告書を完成させる予定です。また、この調査結果を基に、債券市場の規制監督当局者が、今後のアジア債券市場の育成について検討していくべき点などを盛り込んだ分析レポートを別途作成する予定です。報告書と分析レポートは、本年4月に予定されている、次回APRCコロンボ会合（本年4月上旬のIOSCO年次総会時に開催）で報告する予定です。

(4) 金融庁のその他の取組み

① APEC（アジア太平洋経済協力会議）諸国における社債市場の発展に関するワークショップ

APEC金融発展プログラム（AFDP）が、2004年8月、中国・上海において、「APEC諸国における社債市場の発展に関するワークショップ」を開催しました。金融庁より、「効率的な流通市場の発展」をテーマに、日本の社債市場の概略並びに社債の時価、政府の役割及び電子取引の実態について解説を行いました。

② アジア資本市場改革に関する東京ラウンド・テーブル

OECDとアジア開発銀行研究所が共同で、毎年、東京において、「アジア資本市場改革に関する東京ラウンド・テーブル」を開催しています。2004年9月に行われた第6回東京ラウンド・テーブルでは、金融庁より、アジア債券市場育成イニシアティブにおける「信用格付機関の役割—その重要性と最近の規制の国際的動向—について」という内容でプレゼンテーションを行いました。

4. おわりに

金融庁が中心となって実施したアジア国内債券市場調査を通して、アジア各国・地域の債券市場の発展度合い及び制度に様々な違いがあることがわかりました。各国・地域の債券市場は今まで、資本市場の発展の過程で独自に発展してきましたが、今後、新制度の導入や改革の際、他国の経験は参考になる点も多いでしょう。日本の債券市場は、国債、社債共に長い歴史をもち、種々の規制緩和や改革、また市場参加者の継続的な努力によって大きく発展してきました。この意味で、日本は官民間問わず、アジアの債券市場発展に協力・貢献できる分野が多いものと思います。

金融庁が2004年12月24日に発表した「金融改革プログラム」においては、「金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加」として、アジアにおける対話の促進があげられています。IOSCOその他の場を通じて、引き続きアジア債券市場の育成について協力・貢献していきたいと思えます。

(注) なお、文中意見にわたる部分は、すべて筆者の個人的見解です。

[集中連載]

ペイオフ解禁拡大 (第3回：決済用預金の3要件)

今回は、決済用預金の3要件（利息が付かないこと（無利息）、いつでも払い戻し請求できるもの（要求払い）、振込みなどの決済サービスに使うことができる）について徹底解剖します。

1. 利息が付かないこと（無利息）とは？

決済用預金は無利息でなければなりません。これは、この制度が検討された金融審議会において、全額保護され、かつ、決済サービスを受けることができるものは、利息を付さないことにより預金者が実質的なコストを負担すべきであると議論（注1）されたことによるものです。

（注1）この他、「決済用預金は要求払いとして流動性が極めて高いことから、これに見合う資金運用手段が限られ、金融機関にとっての収益性も極めて低いものとなるので、これに付される金利は相当程度低いことが合理的である。」や、「預金者は決済サービスを楽しむ対価を支払うべきである。」という意見がありました。

では、ここで問題です。

「決済用預金の要件を満たす無利息の普通預金に入金したが、有利息の普通預金に預けていたときの利息に相当する額を別の名目で銀行からもらう契約をした場合、決済用預金として全額保護されるでしょうか？」

答えは、「全額保護の対象ではなく、名寄せ後 1000 万円までの元本とその利息が保護される。」です。利息というのは、預金の預入れ期間と預入れ金額、その利率に応じて計算されるものです。ですから、その名称にかかわらず預金に対してこうした金品が提供されるものは「利息」に該当し、決済用預金の無利息という要件に該当しないということになります。

なお、決済等のサービスの利用回数に応じたポイント等が付与され、その合計ポイントによりサービス利用手数料の割引や貸出金利の優遇などが行われる場合がありますが、あくまでもサービスの利用手数料の割引や貸出金利の優遇という性格のものであれば利息とは解されません。

この他、皆さんから頂く質問で代表的なものをQ&A方式で説明します。

【Q1】 その預金が無利息であることは、どのように確認すればよいですか？

(A1) 各金融機関が預金規定などに表示（注2）するなどしていますので、取引のある金融機関で確認してください。

（注2）銀行法その他の法令により、預金又は定期積金等が預金保険法上どのような取り扱いを受けるのか、預金者等に情報提供する義務があります。

【Q2】 有利子普通預金から無利子普通預金へ変更したあと、有利子時代の利息が、無利子普通預金に振り込まれました。これでは無利子普通預金にならないのではないのでしょうか？

(A2) 大丈夫です。これは、通帳等への記入が遅れただけという扱いなので、無利子普通預金であることに変わりはありません。

【Q3】金融機関が破綻したときに、預金利率がゼロでありさえすれば、それまで利息が付いていてもよいのですか？

(A3) いいえ、利息を付すことが可能な預金は決済用預金に該当しません。

2. いつでも払い戻し請求できるもの（要求払い）とは？

決済用預金はその名のとおり決済に利用されるものですから、定期性預金（注3）などのように払戻しできない期間があってはけません。

（注3）当座預金や普通預金は、金融機関の窓口やATMコーナーでいつでも自由に引き出すことができますよね。これを「要求払い」といって、定期預金など満期日や契約などで決められた日まで引き出すことができない「定期性」の預金と区別しています。

預金保険法では「要求払い」を、「その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること」と規定しています。

こうした要求払いの預金であっても、小切手や手形が換金される前や、裁判所などに差し押さえられて払い戻しされない場合があります。この間に、その金融機関が破綻したらどうなるのでしょうか。「要求払い」の要件は満たしているのでしょうか？

答えは「要求払いの要件を満たしている。」です。こうした事情はあくまでも金融機関側の事務手続などの都合であって、要求払いという商品性自体を否定するものではありません。また、払戻しがされるかどうかは別として、預金者はいつでも払戻しを請求できますよね。こうしたものは「要求払い」の要件を常に満たしているものとして扱われます。

一方、競馬が好きな人はよくご存知だと思いますが、「電話等で馬券が購入でき、競走日前後の一定期間は払戻し請求や預入れができない預金（金融機関によって預金の名称が異なります。）を利用して、購入代金を引落したり配当金が振り込まれる」というシステムがありますよね。ここで利用される預金は、預金規定等により預金者が「いつでも」その払戻しを請求することができない預金なので、「要求払い」という預金に該当しません。こうした預金は、その金融機関が破綻した場合、名寄せ後1千万円までの元本とその利息が保護されることとなります。

では、また問題です。「預託金」という制度が利用される契約がありますよね。預託金とは、他人に一定期間預ける金銭ということになりますが、これを決済用預金に預け入れた場合、要求払いという性格が失われるのでしょうか？

答えは「いいえ」です。決済用預金の要件はまず、商品性として定められており、その利用方法は各預金者にまかされています。このため、決済用預金に預けられた預託金は、その預金者が自らの意思で払い戻し請求しないだけという扱いになり、全額保護の対象となります。

さらに一問。「決済用預金は要求払いだから、夜間や休日・祝日などでもいつでも支払いに応じなければならないのでしょうか？」

もう答えはお分かりですよ。答えは「いいえ」です。「要求払い」とは「その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。」なので、「いつでも払戻しに応じる必要はない。」のです。

3. 決済サービスに利用できること

決済用預金の3番目の要件である「決済サービスに利用できること」は、決済用預金そのものということなので特別な説明は必要ないですよ。

注意してほしいのは、決済用預金の預金者が実際に口座振込や送金を利用してるかどうかではなく、その商品性として口座振込や送金など通常利用されるサービスを行うことが可能であれば、この要件を満たすということです。

ただし、通常利用されると考えられる決済サービスが制限された預金（口座引落しはできるが、口座振込みはできない預金など。）は、その預金者と正式な預金契約を結ぶ必要があります。

4. その他

決済用預金の三要件それぞれについての解説は以上ですが、その他にも皆さんからよく頂く質問を紹介します。

【Q4】 決済用預金は、マンション管理組合などの権利能力なき社団や任意団体、地方公共団体も口座を開設することができますか。

(A4) はい。可能です。普通預金や定期預金など同様の事務手続となります。

【Q5】 決済用預金を利用しているのですが、残高が1千万円を超えることがないので、口座番号を変えずに利息の付く普通預金に戻すことはできますか。

(A5) 預金保険法で特に制限はありませんが、預金者から利息の付く普通預金に戻したいという意思表示を明確に行う必要があります。自動的に有利子から無利子、無利子から有利子へ変るような預金は、利息を付すことが可能な預金に該当するので注意が必要です。

また、こうした場合の事務手続は金融機関によって取扱いは異なりますので、直接、金融機関にお問い合わせください。

皆さん、これで決済用預金の三要件についてご理解いただけましたか？

様々な預金商品が金融機関から提供されていますから、実際に取引をしてみないとよくわからないものもあるかもしれませんね。そんなときは、迷わずにその商品を提供している金融機関に「預金保険制度上、どのような保護を受ける商品なのか。」と確認してください。

来月号では、仕掛り中の決済（決済債務）の保護について説明します。

※ ペイオフ解禁拡大については、金融庁ホームページの[「預金保険制度（ペイオフ本格実施）」](#)にもアクセスしてみてください（リニューアルしました）。

[集中連載]

金融改革プログラム —金融サービス立国への挑戦— (第1回:「金融改革プログラム」の目指すもの)

今月号から4回連載で、金融庁が昨年の12月24日に公表した新しい金融行政の構想、「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」のポイントについて、キーワードを交えながらQ&A形式で紹介していきます。

Q. どうして「金融改革プログラム」を作ったのですか？

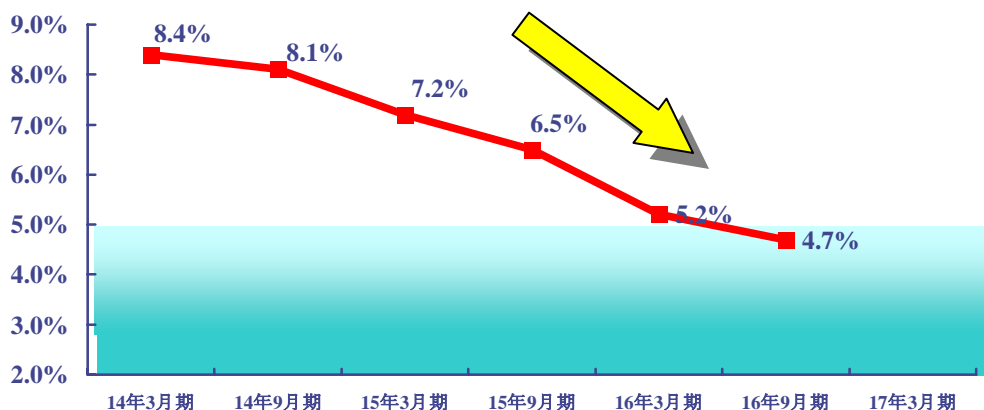
◆ ポイント ◆

- **金融システムを巡る局面の転換**
不良債権問題への緊急対応(「金融システムの安定」を重視)
↓
将来の望ましい金融システムを目指す未来志向
(「金融システムの活力」を重視)
- **金融を巡る外部環境の変化**
… IT化・高齢化・グローバル化の更なる進展

A. 金融行政はこれまで、平成14年10月に策定した「金融再生プログラム」などに基づいて、不良債権問題への緊急対応に取り組んできました。皆さんが新聞やテレビで目にする金融に関するニュースもこうした話題が多かったのではないのでしょうか。しかし、今日、金融を巡る状況はずいぶんと変化してきています。不良債権問題は正常化に向けて着実に進展し(図表1参照)、各金融機関も前向きな取組みに力を入れ始めています。

つまり、わが国金融システムを巡る局面が、不良債権問題への緊急対応から望ましい金融システムを目指す未来志向へ、即ち「安定」から「活力」へと転換しつつあるのです。

<図表1:不良債権比率の推移(主要行)>



※ 計数は金融再生法開示債権ベース

また、経済社会全体の情勢も、少子高齢化、グローバル化が更に進展するとともに、インターネット取引の比重が高まる等大きく変化しています。また、こうした環境変化の中で、多様化する利用者のニーズに応じた金融商品・サービスが開発され提供されることが望まれています。

以上を踏まえ、金融システム及び金融行政を、こうした局面の転換や環境変化に的確に対応でき、わが国経済の持続的成長に資するものとするために、平成 17・18 年度の 2 年間の金融行政の指針として、「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」を策定しました。

Q. 「金融改革プログラム」の目標は何ですか。

◆ ポイント ◆

○ 金融商品・サービスの利用者がいつでも、どこでも、誰でも、適正な価格で、良質で多様な商品にアクセスできる金融システムを「官」の主導ではなく「民」の活力で実現
⇒ 「金融サービス立国」への挑戦

A. 「金融改革プログラム」の目標は、金融商品・サービスの利用者がいつでも、どこでも、誰でも、適正な価格で、良質で多様な金融商品・サービスの選択肢にアクセスできるような、利用者の満足度が高い金融システム、即ち「金融サービス立国」を、「官」の主導ではなく「民」の活力で実現することです。

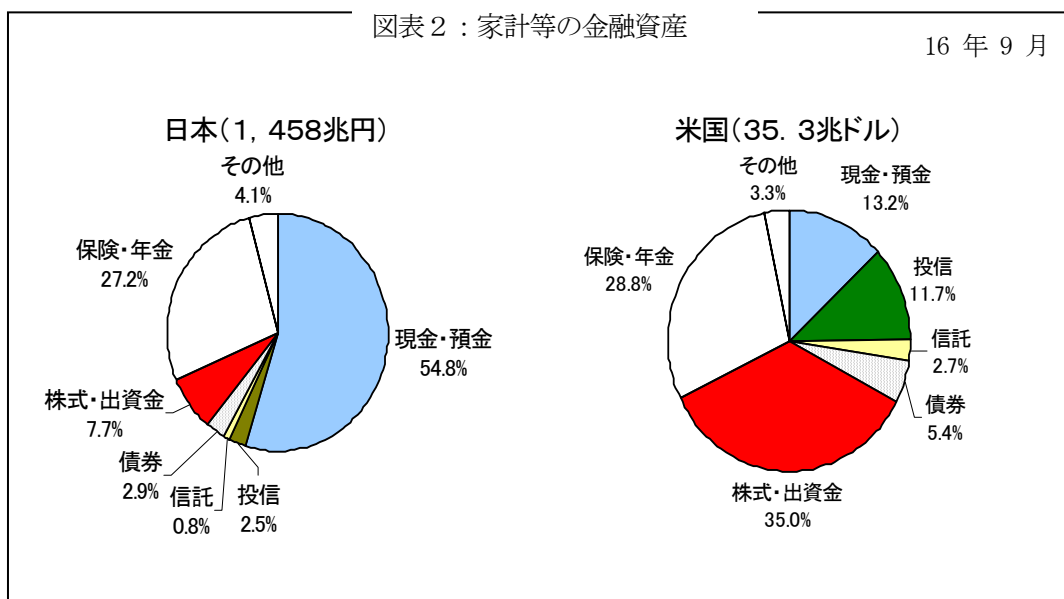
こうした「金融サービス立国」への挑戦を通じて、わが国の金融市場が国際的に見て魅力の高いものとなり、間接金融に偏っていたわが国金融の流れ(図表 2 参照) (マネーフロー) が、直接金融や市場型間接金融を活用した国民に多様で良質な金融商品・サービスの選択肢を提供できるものに変化していけば、

- ① 資産運用手段が多様化・効率化し、「貯蓄から投資へ」の流れが加速される
- ② 銀行にリスクが過度に集中する構造が是正される
- ③ リスクに柔軟に対応できる経済構造の構築にもつながる

といったかたちで、わが国経済の持続的成長に資するものと考えられます。

図表 2 : 家計等の金融資産

16 年 9 月



- (注) 1. 日本の「家計」の金融資産には、米国との比較のため、「対家計民間非営利団体」の金融資産を含めている。
 2. 日本の個人企業は家計に含まれ、非金融法人企業には含まれない。
 3. 株式には価格変動分を含む。

こうした認識の下、「金融改革プログラム」では、以下の5つの視点に立って、今後進めるべき改革の内容を整理しました。

- ① 民間活力を引き出し、利用者利便を向上させるための制度設計と利用者保護ルールの整備・徹底（利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底）
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備
- ③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化
- ④ 地域経済への貢献
- ⑤ 信頼される金融行政の確立

今後、本プログラムに盛り込まれた諸施策の実施を通じて、金融商品・サービスの利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られ、地域経済にも貢献できるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力で実現することを目指していきます。

※ 金融改革プログラムについては、金融庁ホームページの「報道発表など」から [「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」の公表について](#)（平成16年12月24日）にもアクセスしてみてください。

【法令解説】

このコーナーでは、先に閉会した第 161 回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「改正信託業法」「金融先物取引法の一部を改正する法律」についてです。

改正信託業法の概要について

信託業法は、昨年、大正 11 年以来、実に 82 年ぶりに改正されました。改正信託業法は、経済社会の様々な信託のニーズに対応するため、①受託可能財産の範囲の拡大、②信託業の担い手の拡大、③委託者・受益者の保護が図られ誰もが安心して利用できる仕組みの構築を主な内容としています。

I. 改正に至る経緯

信託業法の見直しについては、信託活用に係るニーズの高まりを受け、平成 14 年 6 月以降、金融審議会金融分科会第二部会に「信託に関するワーキンググループ」を設置し専門的な観点から本格的に議論がなされ、「信託業のあり方に関する中間報告書」（以下「中間報告書」という。）として、平成 15 年 7 月 28 日の金融審議会金融分科会第二部会において報告されました。

信託業法の見直しについては、「規制改革推進 3 か年計画」（平成 15 年 3 月）や「知的財産の創造、保護および活用に関する推進計画」（平成 15 年 7 月知的財産戦略本部決定）においても早期の対応を求められておりました。

信託業法案は、平成 16 年 3 月 5 日、第 159 回通常国会に提出され、同年 4 月 22 日に衆議院本会議にて趣旨説明、質疑が行われましたが、審議日程が十分確保できなかったため、継続審議となつてしまいました。しかし、第 161 回臨時国会において衆参両議院において審議がなされ、同年 11 月 26 日に全会一致で可決成立し、同年 12 月 3 日に公布され、同月 30 日に施行されました。

II. 受託可能財産の範囲の拡大

旧信託業法では受託可能財産が金銭、有価証券、金銭債権等に限定されていたので、特許権等の知的財産権などを信託することはできませんでした。

近年、特に知的財産権等を信託することへのニーズが高まってきたことを受けて、今回の法改正において、受託可能財産の範囲の限定を撤廃しましたので、改正信託業法においては、信託法第 1 条で定める「財産権」一般について信託することが可能となります。

III. 信託業の担い手の拡大

1. 参入基準等

(1) 信託業の区分

信託は、受託者に対する「信託」を背景に財産権等の所有権を受託者に移転するスキームでありますので、信託を業とする者については、受益者保護の観点から、一定の参入基準を満たすものでなければなりません。

信託会社として行おうとする管理処分行為の態様は多様であることを考慮し、信託会社が行う信託業の機能及び業務内容に応じて、信託財産の運用を行う運用型信託会社と管理型信託会社とに区分し、参入基準を区分しております。

管理型信託会社は、受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり処分したりせず、その財産の通常の用法に従って保存・維持・利用のみを行うか、又は委託者等の指図に従ってのみ処分を行う信託会社をいい、運用型信託会社は、受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり、運用や処分を行います。

そして、運用型信託会社については、免許制とした上で、裁量性が低い業務のみを営む管理型信託会社については、一定の拒否要件に該当する不適格者を排除する登録制とし、より緩やかな基準のもとで参入を認めることとしました。なお、管理型信託会社については、定期的に登録拒否要件に該当するか否かチェックして不健全な業者を排除することができるよう3年毎の更新制としています。

(2) 免許・登録審査基準

① 人的構成

免許、登録の申請がなされた場合には、内閣総理大臣は、定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分であるか、人的構成に照らして、信託業務を的確に遂行することができる知識及び経験を有しているか等について審査します(法第5条第1項、第10条)。

的確に信託業を遂行できる人的構成を有するか否かは、免許ないし登録申請書に添付された業務方法書に記載された具体的な業務内容に則して審査することとします。

② 財産的基礎

信託会社は、信託業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有していることが必要でありますので、最低資本金を法律で定めました。最低資本金は、委託者および受益者保護の見地から、信託財産に対する最終的な担保となります。

運用型信託会社は、他人の資産の運用の判断を自らが行うとともに、自らが財産の管理者となり分別管理等の受託者責任を履行して財産を的確に管理しなければならないことから、最低資本金を1億円としました(施行令第3条)。

これに対し、管理型信託会社については最低資本金を5000万円としました(施行令第8条)。管理型信託会社は、自らの判断で運用を行わないので、最低資本金額は運用型信託会社より低いものとしましたが、財産が受託者名義となり、分別管理が履行されないと受託者の破産等によって受益者に損害が生ずるというリスクを抱えた業務である点では運用型信託会社と同様であり、単なる財産の管理業者よりも高い経営の安定性が求められるためです。

信託会社は、受益者保護の見地から、最低資本金(1億円又は5000万円)を上回る純資産額を維持することも義務付けられます(法第5条第2項第2号)。そして、開業後に純資産額が最低資本金に満たなくなった場合、内閣総理大臣は、監督上必要な措置を命令できます。

③ 組織形態

信託会社の組織形態については、業務の安定的な継続性及び会社の機関間の相互監視機能に優れている「株式会社」形態を原則としています。

④ 主要株主規制

主要株主(20%以上の議決権付株式の保有等)の影響により経営が歪められることを防止し経営の健全性を確保するため、一定の欠格事由(取締役の欠格事由と同等の欠格事由等)を定め(法第5条第2項第9・10号)、その遵守を届出制によってチェックすることとしました。

2. 業務範囲等

信託会社については、受益者保護の見地から、他業との利益相反行為を防止するなど信託業務の適正な遂行を確保し、信託会社の財務の健全性を確保し、また信託業に専念することが要請されます。そこで、原則として信託業以外の他業を禁止され、内閣総理大臣の承認を受けた場合に限り、兼業が認められることとしました。

兼業承認の可否は、信託業務(本業)に与える影響及び信託業務との関連性により判断されます

(法第 21 条第 2 項)。

兼業業務が信託業務に関連するかどうかは、信託会社が営む信託業務の内容に応じて具体的に判断すべき事柄であります。例えば、不動産の管理処分信託を行う信託会社における不動産管理・販売業務、有価証券管理処分信託を行う信託会社における証券業や投資顧問業等が、一般的には信託業務に関連するものと認められるものと考えられます。

なお、信託兼営金融機関については、従来から、幅広い分野に及ぶ総合的な信託業とあわせて併營業務を行ってきており、また金融機関として自己資本比率規制等により固有財産の健全性やリスク管理を確保する仕組みも存在することに鑑み、引き続き併營業務を営むことができるものとししました(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」という。)第 1 条第 1 項)。

その他に、利用者の誤認防止と信頼確保のための商号規制(法第 14 条)、経営の安定性確保のための取締役の兼職制限(法第 16 条)を規定しております。

3. 信託業務の第三者への委託

受託者は、委託者から信託を受けた者として、基本的には自ら信託財産の管理を行わなければなりません(信託法第 26 条第 1 項)。

しかしながら、金融の分業化や専門化、資産運用におけるグローバル化等が進む現代において、信託業務のすべてを受託者が行うことは、信託業務の効率的かつ適切な遂行の観点から現実的とは言えないということも事実です。

そこで、改正信託業法においては、信託契約に委託先(未確定の場合は選定基準及び手続)について定めがあり、委託先が委託された業務を的確に遂行できる者であり、委託契約において分別管理等が規定されているといった要件を充足する限りにおいて、信託会社は、信託業務の一部を第三者へ委託することができることとしました(法第 22 条第 1 項)。この場合には、受益者保護の見地から、委託先も信託業法の規定の適用を受けます(法第 22 条第 2 項)。

しかし、信託業務の全部を委託することは、信託業の引受けを免許制又は登録制とした本法案の趣旨を逸脱することから、認められません。

法第 22 条第 1 項に規定する信託業務の委託先としての「第三者」に該当するか否かは、当該第三者が信託財産の管理又は処分に関する裁量を有すると認められるか否かにより判断することとし、定型的なサービスを利用する場合や単純な事務処理を行わせる場合には、これに該当しないものと考えます。

また、受益者保護に欠けることのないよう、信託会社は委託先が受益者に与えた損害の賠償責任を負うこととしました(法第 23 条)。

4. 行為規制

(1) 販売勧誘ルール、ディスクロージャー

信託商品は実績配当が基本であり(信託法第 19 条)、受益者の自己責任が求められることや、信託商品スキームは極めて複雑となり得ることを踏まえ、信託に係る取引の公正を確保し、委託者の保護に欠けることがないよう、販売勧誘ルール、ディスクロージャーについて規定しました。

- ① 虚偽の説明、断定的判断の提供、損失補てんの約束、特別の利益提供等が禁止されます(法第 24 条第 1 項)。
- ② 委託者の知識、経験及び財産の状況に照らした適切な信託の引受けをしなければなりません(法第 24 条第 2 項)。
- ③ 信託契約の締結に先立ち信託契約の内容の説明を義務づけられます(法第 25 条)。これによって委託者が重要な事実について認識しないまま信託関係に入ることが防止できます。
- ④ 信託契約成立時に信託契約の内容を記載した書面交付を義務づけられます(法第 26 条)。これによって契約内容の明確化が図られています。
- ⑤ 計算期間毎に受益者に対して信託財産の状況報告書を交付するよう義務づけられます(法第 27 条)。これによって、受益者に対するディスクロージャーの強化が図られています。

なお、元本補填契約付信託については、預金類似の商品ですから、受益者保護のため、預金取扱金融機関としての健全性規制の備わった信託兼営金融機関のみが、引き続き提供できることとしました（兼営法第5条の4）。

(2) 受託者責任

信託会社は、信託の本旨に従って、善良な管理者の注意をもって信託の事務を処理し（善管注意義務、法第28条第2項）。自己又は自己の利害関係人の利益を優先することによって受益者の利益を害する取引を行ってはならない（忠実義務、法第28条第1項）等の受託者責任を規定しました。

さらに、信託財産の保護を図るため、信託契約において当該取引を行う及び当該取引の概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えるおそれがない場合を除き、信託財産と固有財産間の取引（自己取引）を行ってはならないとしました（法第29条第2項）。実際に自己取引が行われた場合には、信託財産の計算期間ごとに、当該取引の状況を記載した書面を作成し、受益者に対して書面の交付を義務づけられます（法第29条第3項）。これにより、一層の信託財産の保護が図られるものと考えます。

また、受託者たる信託会社は、信託財産と自己の固有財産及び他の信託財産との分別管理体制の整備その他信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備を義務づけています（法第28条第3項）。

(3) 営業保証金

信託会社等が業務を営むにあたって、上記のように定める管理失当や十分な説明義務を尽くさなかったことにより、信託商品を取得した顧客に損失を与える可能性があります。そこで、委託者・受益者の保護を図る必要から、営業保証金制度を採用し（法第11条）、信託の受益者に優先弁済権を認めました。

必要な営業保証金額は、信託会社については2500万円、管理型信託会社は1000万円としました（施行令第9条）。

5. 監督

(1) 内閣総理大臣は、必要に応じて、信託会社に対し、立入検査を行うとともに、業務改善命令、業務停止、免許ないし登録取消し、役員解任の命令といった監督上の措置をとることができます（法第42～45条）。内閣総理大臣は、業務運営の状況を把握する観点から、信託財産に関して取引する者（信託業務の委託先、受益者等）に対しても報告を求めることができます。

(2) 破産により信託会社の免許・登録は失効するとともに（信託業法第46条第1項、第41条第2項第3号）、信託会社の受託者としての任務は終了します（信託法第42条第1項）。

裁判所は、信託会社の監督権を有していた内閣総理大臣と連絡、協力しつつ、破産手続を進めることが合理的であることから、必要な連絡・協力体制を講じるための規定を設けています（法第50条第1項、第2項）。

6. 信託会社の特例

(1) 同一の会社集団に属する者における信託の特例

グループ企業各社が保有する知的財産権を親会社などが集中管理し、当該会社が、グループ全体として戦略的・効率的活用を図る方法として信託を活用しようとするニーズがあり、これに対応するため、グループ企業内の信託であって、かつ、受益者がすべてグループ内に収まっている場合には、受託者が信託会社としての免許・登録を要せず、届出のみで信託業を営むことができることとしました（法第51条第1項）。

この場合には、グループ企業以外に受益者が存在せず、また、グループ企業内での相互監視機能が働くことが期待されますので、営業として行われる信託であったとしても、信託業法で求める各種の規制（参入規制や行為規制・監督規制）は適用されません。

(2) 承認TLO (Technology Licensing Organization)

「大学等技術移転促進法」に基づき主務大臣の承認を受けた技術移転機関（承認TLO）についても、特例を設けました。

承認TLOは、事業の実施計画が主務大臣（文部科学大臣及び経済産業大臣）の承認を受けていること、知的財産戦略本部決定（平成15年7月8日）において、信託業への「グループ企業内の管理会社やTLOの参入は原則自由とするよう、2003年度中に所要の法整備を行う」とされたことなどを考慮し、管理型信託会社の登録拒否要件の一部を緩和した登録制としました（法第52条第1項）。

承認TLOについては、株式会社でなくても、信託業を営むことができ、しかも、信託会社と異なり、最低資本金額規制がかからない、登録の更新が不要である、商号の使用は強制されない、取締役等の兼職制限や主要株主規制がかからないといったように、信託業への参入が容易になるように配慮しております。

信託業参入後については、委託者及び受益者保護を図るため、承認TLOに対しても、管理型信託会社に対するものと同様の行為規制・監督規制が課されることとなります（同条第3項）。

IV. 信託サービスの提供チャンネルの拡大

1. 信託契約代理店

信託契約締結の媒介及び代理を営業として行うことを認めることは、信託サービスの提供チャンネルの拡大や信託の利用者のアクセス向上の観点から適切と考えられますので、今回の改正により、「信託契約代理店」制度を整備しました。

顧客（委託者）の保護の観点から、信託契約代理店については、不適切な者の参入を排除するために登録制としました（法第67条第1項）。

信託契約代理店は、信託会社と異なり、法人、個人を問わず営むことができます。

信託契約代理店は、信託会社の委託を受けて信託契約代理業を営まなければなりません（法第67条第2項、所属信託会社制）、所属信託会社の数については法律上限定されませんので、複数の信託会社に所属して信託契約代理業を営むことは可能です。

信託契約代理店は、信託契約締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、信託契約の内容等の説明をし、顧客から預かった財産を自己の固有財産その他の信託契約の締結に関する財産と分別して管理し、顧客に対して不適切な勧誘を行うことが禁止されます（法第74～76条）。

信託契約代理店が、信託契約の締結の代理又は媒介につき顧客に損害を与えた場合には、所属信託会社も損害の賠償責任を負うこととなります（法第85条）。

このように、改正法においては、実質的に所属信託会社が、信託契約代理店の業務の適切な運営を確保させる仕組みをとっております。

2. 信託受益権販売業者

改正法においては、信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業を「信託受益権販売業」とした上で（法第2条第10項）、内閣総理大臣の登録を受けなければならないものとしました（法第86条第1項）。

自らの資産を信託し、又は第三者から取得した受益権を反復継続して販売を行う場合や、信託受益権の保有者から第三者への受益権の移転（販売）の代理又は媒介を営業として行う者は、今後は、信託受益権販売業の登録を受けなければなりません。

これは、今回の法改正により、受託可能財産の範囲及び信託業の担い手が拡大し、信託受益権がより一層多様化するとともに、資金調達的手段として信託スキームがこれまで以上に活発に利用されることが予想されますが、それとともに、信託受益権に関する取引の公正を確保し、信託受益権の取得者を保護することが必要となってくるからです。

信託受益権販売業者については、3年の更新制（法第86条第2項、第3項）を採用して、登録後も一定期間毎に的確性についてチェックすることにより、不健全な業者を排除することを意図しております。

なお、免許を受けて信託業を営む信託会社、外国信託会社、有価証券の販売を営む証券会社、登録金融機関については、信託受益権販売業者の登録を不要としました(法第 105 条第 1 項)。さらに、住宅金融公庫、中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫についても、信託受益権販売業の登録は不要としています(法第 105 条第 1 項、第 2 項)。

信託受益権の勧誘にあたっては信託受益権の内容やリスクの説明義務及び不当勧誘の禁止等のルールを設ける(法第 94~96 条)とともに、信託受益権販売業者による帳簿書類の作成及び保存を義務付ける(法第 97 条)ことにより、顧客保護を図っています。

さらに、信託受益権販売契約に関して発生した損害賠償責任等に備えるため、営業保証金の供託を義務付けることとしました(法第 91 条)。営業保証金の額は、顧客保護を考慮し、1000 万円としました(施行令第 19 条)。

3. 外国信託会社

外国の法令に準拠して外国で信託業を営んでいる者が、日本において支店を設け、免許・登録を受けることにより、日本の(運用型)信託会社、管理型信託会社の区分に応じて、(運用型)外国信託会社、管理型外国信託会社として日本で営業を行うことができることとしました。

外国信託会社については、信託会社と異なり、主要株主に関する規定は適用しないこと、損失準備金に関する規定を設けること(法第 55 条)などの整備をしました。

4. 指図権者

信託財産の管理又は処分の方法について、受託者たる信託会社に対し指図を行うことを営業とする者を「指図権者」とし、かかる者に対しては、信託の受益者保護の見地から、一定の行為規制が課されることとなります(法第 65 条、第 66 条)。

V. その他

1. 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(以下「特債法」という。)は、信託業法の附則により廃止しました(法附則第 2 条)。
2. 兼営法についても、信託業法改正に合わせて、信託兼営金融機関の業務範囲(第 1 条)、信託業法の規定の改正・追加に伴う準用範囲の見直し(第 4 条)、信託業法における罰則規定の整備に平仄を合わせた罰則規定の見直し(第 10 条~第 16 条)等を行いました。
3. 銀行法等を改正し、信託会社を銀行等の子会社の対象に追加するなどの措置を講じました。また、担保付社債信託法についても、財産権一般が受託可能財産となり、信託業法上の免許ないし兼営法の認可を受けた者であれば担保権の信託を受託することは可能となりますので、これらの者については、改めて担保付社債信託法上の免許を取得することを不要とするための措置を講じることとしました。

※ 改正信託業法について、詳しくは金融庁ホームページの[「改正信託業法が施行されました」](#)にもアクセスしてください。

金融先物取引法の一部を改正する法律の概要について

1. 金融先物取引法改正の目的

外国為替証拠金取引をめぐる、業者の執拗な勧誘や決済拒否を原因として、投資者が多額の損失を被ったり、資金が投資者に返済されない等のトラブルが多発しており、民事事件や刑事事件に発展しているものもあるなど、社会問題化しています。

こうした事態を踏まえ、外国為替証拠金取引をめぐる被害の拡大を防止するために、当該取引やこれに類似する取引を業として行い、又は媒介等を行う者を金融先物取引業者の定義に含めることにより、規制の対象にするなどの措置を講じるべく、今般、「金融先物取引法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が提出され、平成16年12月1日に国会で成立し、同年12月8日に公布されました。（平成16年法律第159号）

2. 金融先物取引法改正の主な内容

(1) 定義の改正

一般顧客（金融先物取引に関する専門的知識及び経験のない者）を相手方として行う店頭金融先物取引又はその媒介等を「金融先物取引業」の定義に含め、当該取引等を取り扱う業者を「金融先物取引業者」として規制の対象とする等、定義規定を改めることとしました。

(2) 金融先物取引業者の登録

金融先物取引業を登録制とし、株式会社又は銀行等の金融機関でなければ行うことができないこととするほか、所要の登録拒否要件等を整備しました。

(3) 行為規制の拡充

① 誠実公正義務

金融先物取引業者並びにその役員及び使用人は、委託者等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならないこととしました。

② 禁止行為

金融先物取引業者が、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘をすること等を禁止することとしました。

③ 適合性の原則

金融先物取引業者は、顧客の知識、経験等に照らして不相当と認められる勧誘を行い顧客保護に欠けることとなること等のないよう業務を行わなければならないこととしました

(4) 自己資本規制比率

金融先物取引業者（銀行等を除く。）は、資本等の合計額から固定資産等を控除した額の、その行っている金融先物取引等により発生しうる危険に対応する額の合計額に対する比率（自己資本規制比率）を算出し、内閣総理大臣に届け出なければならないこととなり、金融先物取引業者は、自己資本規制比率が120%を下回ることをしないようにしなければならないこととしました。

(5) 外務員登録

金融先物取引業者は、その役員又は使用人のうち、金融先物取引の受託等を行う者について、登録を受けなければならないこととする等、外務員に係る規定を整備しました。

3. 改正法施行（平成17年7月1日）までの注意すべきポイント

- (1) 現時点で取扱業者に改正法に基づく許認可等は行っていないので注意が必要です。
- (2) 改正法により外国為替証拠金取引について、以下のようなトラブルを踏まえ、勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問又は電話による勧誘が禁止（いわゆる不招請勧誘の禁止）されるほか、断定的判断の提供の禁止などの規制が導入されますが、それまでの間も十分注意することが必要です。
 - ① 改正法で禁止される、勧誘の要請をしていない顧客に対する電話や訪問での勧誘、誤った情報提供や詐欺的な行為などによるトラブルが生じており、多くの高齢者が被害にあっています。
 - ② 「必ず儲かる」などといった言葉や強引な勧誘によるトラブルが生じています。
- (3) 金融先物取引業者には登録が義務付けられますが、国会での審議においては、今回の法改正にあわせて悪質な業者が荒稼ぎをして足を洗おうと考えて駆け込み勧誘をするのではないかとの懸念が示されています。法施行の前後を問わず、信頼できる業者であるかどうか十分調べることや、信頼できる業者との確信がもてないときは、取引を控えるなどの注意が必要です。
- (4) 非常にリスクの高い取引のため、少額で取引できるとしても、差し入れた証拠金以上の多額の損失が生ずるおそれがあります。なお、金融商品販売等に関する法律（民法の不法行為の特則を定めたもの。）により、取扱業者には、リスク等の重要事項の説明義務があります。

※ 「改正法」や外国為替証拠金取引に係る注意点等について、詳しくは金融庁ホームページの[「いわゆる外国為替証拠金取引について」](#)にアクセスしてください。また、本号の「金融便利帳」の[「外国為替証拠金取引」](#)にもアクセスしてみてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見概要」](#)のコーナーにアクセスしてください。

Q：今回出された金融改革プログラムについて、教えてください。

A：新しいプログラムを取りまとめましたので報告させていただきます。金融再生から新たなステージに立って利用者重視の金融改革を進めていくために、「金融改革プログラム～金融サービス立国への挑戦～」として、その構想及び行政の新指針を取りまとめました。

本プログラムの策定に当たりまして、その基本的な考え方ですが、第一に、我が国の金融システムを巡る局面が金融再生プログラムの実施により、不良債権問題への緊急対応から未来志向への局面に転換しつつある。そうした中において金融システムの安定から活力を重視した金融行政へ転換していくべきもの。

第二に、金融のIT化が進むとともに、経済社会全体においてもインターネット取引の比重が高まり、また今後の少子高齢化、或いは経済のグローバル化の更なる進展に的確に対応し、我が国経済の持続的成長に資するためにも構造改革の一環として金融改革の具体的プログラムを実施していく必要があること。

第三に、将来の望ましい金融システムのあり方として、利便性、価格優位性、多様性、国際性、信頼性に優れ、利用者が手軽に分かりやすく、自分の望む金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の満足度が国際的にも最高水準の金融システムを構築していくこと。

第四に、そのためにもITの戦略的活用により、販売チャネルの多様化やアクセスポイントの拡大に伴う利便性の向上、事務コストの低減等を通じた金融機関の収益性の向上等が進展をし、そして行政においても電子政府を推進し、利便性の向上と効率化において先進的な役割を果たしていくこと。

第五に、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを官の主導ではなく、民の力によって実現するよう目指すこと。

最後に、こうした改革を通じて国民の資産運用手段が多様化・効率化し、貯蓄から投資への流れが加速されることが期待され、マネーフローの構造改革が進展し、経済活性化に資するものとなると考えられること。

以上のような基本認識の下、本プログラムの中では五つの視点から今後進めるべき改革の内容を整理しました。第一に、民の活力を引き出し、利用者利便性を向上させるための制度設計と利用者保護ルールの整備徹底。

第二に、ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備という視点。

第三に、国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化。

第四に、活力ある地域社会の実現に寄与する金融システムの構築。

第五に、市場規律を補完する信頼される金融行政の確立といった視点。

また、こうした施策を推進していくに当たっては、今後における金融行政当局の基本的な姿勢を明確にしておかなければならないわけですが、その基本的な姿勢としては、

第一に、金融行政は市場規律を補完する審判の役割に徹する。すなわち役所は民間の自由な経済活動をできる限り阻害しないことを基本としつつ、利用者が困った時にはしっかり対応すること。

第二に、そのため現行規制を総点検し、不要な規制を撤廃するとともに、金融行政の行動規範を確立すること。

第三に、その一方で利用者が不測の損害を被る事がないように、必要な利用者保護ルールを整備と徹底を図ること。こうしたことが求められていると考えているところです。

そして本構想を実現するために、ロードマップとしての工程表を今年度中に取りまとめて公表したいと考えております。また、こうした改革を実現していくために、具体的な施策については与党と緊密な連絡を取りながら、共に金融改革を推進していきたいと思っております。

(平成 16 年 12 月 24 日 (金) [金融改革プログラム発表記者会見](#) 抜粋)

Q： 「金融サービス立国」というのは、何ですか。

A： これは、利用者重視の視点から金融改革を行っていききたい。量的にみますと、個人あたりの金融資産は、世界的にも最高水準にあると思います。しかし質的な面から見ると、経済大国に相応しい金融商品や金融サービスが提供されているか、ここに大きな課題があります。従って私共として、経済大国に相応しい金融システムを構築していくために、利便性ですとか、価格優位性ですとか、多様性ですとか、国際性、信頼性に優れた金融システムというものを作りあげていきたい。そのことを「金融サービス立国への挑戦」という言葉にあえて表現して、このプログラムを取りまとめたということでもあります。利用者重視の視点を明確にしたということです。

(平成 16 年 12 月 24 日 (金) [金融改革プログラム発表記者会見](#) 抜粋)

※ 金融改革プログラムについて、詳しくは、本号からの特集「[金融改革プログラム — 金融サービス立国への挑戦 —](#)」や金融庁ホームページの「[報道発表など](#)」から「[「金融改革プログラム — 金融サービス立国への挑戦 —](#)」の公表について」(平成 16 年 12 月 24 日)にアクセスしてください。

Q： 英仏を訪問されたことについて、現地の当局者の方々と具体的にどのようなやり取りをされたのかご紹介をいただきたいのと、出張からお帰りになってご感想を総括してお伺いできますか。

A： 英仏の金融当局者の方々とそれぞれの金融セクターの現在の動向、或いは金融行政の取組み、経済状況について意見交換をさせていただきました。トップ同士で信頼関係を構築することができたのは、今後それぞれの当局との協力関係を深めていくに当たって大変意義深いものがあったと私自身考えております。イギリスにおいては、金融監督者同士の定期協議が行われているわけでありまして、今年もロンドンで開催が予定をされております。

またフランスのノワイエ・フランス銀行総裁と会談をさせていただいて、総裁からは日本の当局との関係をより緊密にしていきたいというお話がありました。今後、具体的にどのような形でこの協力関係を発展させていくか、お互いの国の金融サービスの発展のために、より緊密した連携を図っていきたくて考えております。また国際的なルール作りに貢献していくために日仏の協力関係を強化していくことも非常に重要だと考えておりますので、事務方で協力関係の一層の推進のために協議を続けていきたいと思っております。

(平成17年1月11日(火) 閣議後会見 抜粋)

※ 伊藤大臣の英仏出張について、本号の「トピックス」の[「伊藤大臣の訪中及び訪欧について」](#)にもアクセスしてみてください。

Q： 偽造キャッシュカードについての対策を金融機関に求めていくという金融庁の方針についての報道が相次いでなされたのですが、この内容について大臣の方からご説明いただけますか。

A： 現在、偽造キャッシュカードによる不公正な行為については、私共として実態調査を行っております。この実態調査の結果を踏まえて、より実効性のある犯罪防止策を速やかに検討するよう、来月中を目途に金融機関に対して要請したいと考えております。

諸外国において利用者の負担を制限する対応がされている例があることは承知しておりますが、諸外国では必ずしも法律で手当てされているわけではなく、銀行業界の自主規制ルール等で対応している例もあると承知をしています。

金融庁としては、我が国における最近の犯罪技術の巧妙化等の実態に的確に対応しつつ、利用者保護の実効性を確保するために現状の対応で良いか、或いは見直しをする必要がないか、真剣に検討したいと思っております。

(平成17年1月11日(火) 閣議後会見 抜粋)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**外国為替証拠金取引**」です。

「**外国為替証拠金取引**」とは・・・

外国為替証拠金取引とは、投資家が約定元本の一定率（5%～10%程度）の証拠金（保証金）を業者に預託し、差金決済による外国為替の売買を行う取引です。

【取引による損益発生仕組み】

1ドル=100円の時に、証拠金率10%で10万ドル（証拠金：100万円）に投資した場合。

- ・ 1ドル=105円になると、50万円の利益が生じる
- ・ 1ドル=95円になると、50万円の損失が生じる

⇒ 原資に対して50%の損益が発生（スワップポイントや手数料等は考慮していません。）

この取引は、少額な資金で多額の取引が可能であるため、取引中に計算上のマイナスが生じ、必要証拠金の一定割合を割り込んだ場合における追証（追加証拠金）の発生や相場急落、急騰などの一方向に傾いた場合における投資家の損失を抑えるための自動ロスカット（損失の確定）など、取扱い業者によって扱いはまちまちであるものの、理論的には、証拠金（保証金）の全損、更にはそれを超える損失を被る可能性もある非常にハイリスクな商品と言えます。

平成10年に外国為替取引業務が完全自由化されて以降、外国為替証拠金取引を取扱う業者は増加の一途を辿っており、民間のシンクタンクの調査によれば、証券会社や商品先物会社等を含む業者数は約150社と言われ、市場規模は預り証拠金残高が2,000億円、口座数が9万口座と推計されています。

しかしながら、なかには、電話・訪問による執拗な勧誘、説明不足、出金遅延などによるトラブルが急増しているほか、詐欺事件や業者の破綻による被害が発生するなど、投資家の被害の拡大を防止する観点から、外国為替証拠金取引やこれに類似する取引を取扱う業者を「金融先物取引業者」の定義に含め規制対象とするとともに、取引を行う顧客を保護するために必要な規制の整備を行うことを目的として、今般、「金融先物取引法の一部を改正する法律」が提出され、平成16年12月1日に国会で成立し、同年12月8日に公布されました。（平成17年7月1日施行）

※ 「金融先物取引法の一部を改正する法律」や外国為替証拠金取引に係る注意点等について、詳しくは金融庁ホームページの「[いわゆる外国為替証拠金取引について](#)」にアクセスして下さい。また、本号の「法令解説」の「[金融先物取引法の一部を改正する法律の概要について](#)」にもアクセスしてみてください。

【お知らせ】

○ 「地域金融機関における地域経済活性化・中小企業再生に向けた取組みに関する意見・要望受付窓口」の設置について（北海道財務局）

北海道財務局においては、昨年 12 月 24 日に、北海道内の住民の皆様や企業の皆様から金融機関への取組みの参考にさせていただくことを目的として、北海道内各金融機関における地域経済の活性化や中小企業の再建に向けた取組みについての御意見等を受け付ける窓口を設置いたしました。御意見につきましては、電子メール、ファックス、郵送で受け付けております。

詳しくは、金融庁ホームページの政策ピックアップのコーナー「中小企業金融特集（リレーションシップバンキング等）」から「地域金融機関の取組みホットライン〔地域経済活性化等〕」（北海道財務局のホームページにリンク）にアクセスしていただくか、北海道財務局ホームページの「地域金融機関の取組みホットライン〔地域経済活性化等〕」へアクセスしてください。

http://www.mof-hokkaido.go.jp/kinyu/tyuusyoku_kinyu/madoguti/index.html

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】、【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「**ご意見箱**」にお寄せください。その際、ご意見箱の**件名**の欄には、必ず「**大臣に質問**」「**副大臣に質問**」「**政務官に質問**」とご記入ください。また、**本文**の欄に**ご質問の内容**をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが **100 字以内**に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から 1 問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣・政務官へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣・政務官への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を 1 日 1 回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【12月の主な報道発表等】

- 1日(水) [アクセス](#)
- ・ 足利銀行の経営に関する計画履行状況の公表
 - ・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
- 2日(木) [アクセス](#)
- ・ 変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示及び事務ガイドライン(案)の公表 (パブリック・コメント)
- 3日(金) [アクセス](#)
- ・ ジャスダック証券取引所の免許
- [アクセス](#)
- ・ 新光証券株式会社に対する投資一任契約に係る業務を行うことの認可
- [アクセス](#)
- ・ 証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)、証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続きにおける参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令(案)、証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)、取扱有価証券に関する内閣府令(案)及び証券取引法第七十九条の三又は第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令(案)の公表 (パブリック・コメント)
- [アクセス](#)
- ・ 「信託業法」の施行に伴う政令・府省令の整備の公表 (パブリック・コメント)
- ・ 中小企業の円滑化に関する意見交換会の開催
- 7日(火) [アクセス](#)
- ・ 届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂の発出
 - ・ 金融審議会金融分科会特別部会開催
- 9日(木) [アクセス](#)
- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針(案)の公表 (パブリック・コメント)
- 10日(金) [アクセス](#)
- ・ 愛知県中央信用組合に対する行政処分
- 14日(火) [アクセス](#)
- ・ 「金融庁の1年(平成15事務年度版)」等の訂正
 - ・ 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 16日(木) [アクセス](#)
- ・ 株式会社西日本シティ銀行の合併に伴う「経営健全化のための計画」の変更計画の公表
- [アクセス](#)
- ・ ブラジル銀行在日支店に対する行政処分
- 17日(金) [アクセス](#)
- ・ 株式会社仙台銀行に対する行政処分(東北財務局処分)
- [アクセス](#)
- ・ 監査法人及び公認会計士の懲戒処分等
- 20日(月) [アクセス](#)
- ・ アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィに対する外国損害保険業の免許
- [アクセス](#)
- ・ ジャパン・シングルレジデンス・アセットマネジメント株式会社及びスターツアセットマネジメント投信株式会社に対する投資信託委託業の認可
 - ・ 金融審議会金融分科会特別部会開催
- 21日(火) [アクセス](#)
- ・ 届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂の発出
- [アクセス](#)
- ・ C E S R (欧州証券規制当局委員会)の「第3国会計基準の同等性及び第3国の財務情報の執行メカニズムの説明に関する概念ペーパー案」へのパブリック・コメント・レターの発出

- 24日(金) [アクセス](#) ・ 「金融改革プログラム ―金融サービス立国への挑戦―」の公表
- [アクセス](#) ・ 高校3年生を対象とした金融取引等の基礎知識に関するパンフレットの公表
- [アクセス](#) ・ 平成17年度機構・定員及び予算について
- [アクセス](#) ・ ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応(第二弾)の公表
- [アクセス](#) ・ IOSCO(証券監督者国際機構)専門員会による「信用格付機関の基本行動規範」の公表
- [アクセス](#) ・ 経営健全化計画の履行状況報告の公表
- [アクセス](#) ・ 金融審議会金融分科会第一部会の開催
- 27日(月) [アクセス](#) ・ 再就職状況の公表
- [アクセス](#) ・ 変額年金保険等の最低保証リスクに係る責任準備金等に関する告示及び事務ガイドライン(案)に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ 「信託業法」の施行に伴う政令・府省令の整備等に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(平成15年度～16年度上半期)
- 28日(火) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊:保険会社関係)」)の一部改正
- [アクセス](#) ・ 決済用預金の導入に向けた金融機関(業態別)の準備等の状況の公表
- [アクセス](#) ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ 「信託会社等に関する総合的な監督指針」の公表
- [アクセス](#) ・ 株式会社みずほ銀行に対する行政処分
- [アクセス](#) ・ 新潟証券株式会社に対する行政処分(関東財務局処分)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。